「日本海溝海底地震津波観測網の整備及び緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発」に係る 総合科学技術会議の事前評価における指摘事項への対応状況及び論点

ī					
		指摘事項 (平成23年12月15日総合科学技術会議決定)	対応状況	論点案	
		沖」、海溝軸外側)については、十勝沖では2003年に、 「福島沖・茨城沖」、「宮城沖・三陸沖中部」では2011 年に巨大地震が発生していることもあり、優先して整備	災の教訓を踏まえ見直された「新たな地震調査研究の推進について」 (平成24年9月6日改訂)において、津波災害の軽減には津波即時予測が 必要であり、今後推進すべき調査研究として「海域における重点的なリ アルタイム地震観測網の整備」が掲げられている。	〇観測機器の仕様や、日本列島周辺海域における地域的優先順位を含む計画を明確にした上で、観測網の整備が進められているといえるか。	
		はない。 このため、文部科学省に設置されている地震調査研究 推進本部において、「海域を中心とした地震観測網の強 化等を総合的に推進する。」(「新たな地震調査研究の 推進について」(平成21年4月21日 地震調査研究推進本 部))と示された方針について、観測機器の仕様や日本	地震(南海トラフ)と日本海溝・千島海溝が示されている。 このうち、日本海溝については今後も活発な余震活動・誘発地震のおそれがあること、千島海溝についても大きな被害をもたらし得ることが理由として挙げられている。 南海トラフについては、東日本大震災以前より海底地震津波観測網 (DONET)の整備を進めており、本事業は日本海溝・千島海溝を対象とし	〇計画の中で、「福島・茨城沖」、「十勝・根室沖」に おいて整備を進める理由は明確か。	
			観測機器の仕様に関しては、本事業の運営のために設置した「日本海溝	〇観測装置や観測点の配置等は適切なものとなっているか。また、地震・津波にも耐えるものであるといえるか	
	に向けた手順の明確 化について	るアルゴリズムをプロトタイプとして開発し、それを実用化するに当たっては、気象庁において構築する実用システムのプログラムに技術移転するとしているが、これをどのように行っていくかという具体的な手順が示されていない。 このため、本事業で開発した成果を確実に実用化に結びつけるためには、開発すべきアルゴリズムに対する気象庁のニーズの把握と併せ、技術移転プロセスについ	「緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発」について、事前評価を 受けた時点においては、大学、気象研等が参画した委託事業による研究 開発を想定していたが、必要な要素技術の研究開発を行うにあたり、観 測データの取得や観測機器の調整の点で、観測網整備主体が実施した方 が効率的であること、観測データの即時の解析等に関する知見を有する ことから、防災科学技術研究所において、これらの要素技術の研究開発 から津波の予測技術の高度化に係る研究開発まで、一貫して取り組むこ ととした。 また、研究開発を進めるにあたって、防災科学技術研究所は、気象庁 等の行政機関、海洋研究開発機構等の研究機関、地方自治体等が参加す る「日本海溝海底地震津波観測網の整備に関する運営委員会」を設置し ている。		
			気象庁や地方自治体等のニーズの把握については、本運営委員会を通 じ検討を行っており、これまでも整備する観測機器の仕様や観測データ の解析方法、伝送方法等についての議論を行った。 また、日本海溝海底地震津波観測網から得られる観測データを活用した津波予測技術の高度化研究の成果の気象庁への技術移転については、 防災科学技術研究所と気象庁とで、震源決定に必要な地震計の特性に関する検討や、海域と陸域の観測データの統合処理方法に関する検討、緊 急地震速報に利用するために必要な観測データの解析方法や伝送方法の 検討を進めている。 さらに、平成25年度中に、日本海溝海底地震津波観測網の一部運用を	向けた調整は進められているといえるか。	
			開始する予定であることから、平成25年9月に「日本海溝海底地震津波観測網の整備に関する運営委員会」のもとに「海底地震津波観測データ利活用WG」を設置しており、今後、観測データの表示方法等、データの活用方法に集中して気象庁や地方自治体等と検討を進めることとしている。		

3		本事業の中で、地方公共団体等における「緊急津波情報(仮称)」の活用体制を構築するとしているが、これについては、アンケート調査により国民や地方自治体からのニーズを把握し、システムのプロトタイプに反映するということは示されているものの、それが実際の活用体制の構築とどう結び付くのかといった点については示されていない。このため、活用体制の構築に係る具体的な目標と、その達成に向けた地方公共団体等との連携方法や、システムの活用方法等の手順について、予め、気象庁との連携の下で明確にしておく必要がある。	活用について、気象庁や地方自治体等が参加する「日本海溝海底地震津波観測網の整備に関する運営委員会」において、地域勉強会の開催や地方自治体への講師派遣などの、地方自治体のニーズを把握し、その実施に向けた準備を進めている。 気象庁との連携については、震源決定に必要な地震計の特性に関する検討や、海域と陸域の観測データの統合処理方法に関する検討、緊急地	
	ント体制の構築について	「緊急津波速報(仮称)に係るシステム開発」の推進体制については、文部科学省やシステムの研究開発実施主体のほか、警報業務を担当する気象庁、観測網の整備主体である防災科学技術研究所、海洋研究開発機構等が参加した事業運営委員会を設置し、同委員会がシステムの開発に向けた研究の進め方などの開発方針の議論・決定を行うとしている。 システムの研究開発に当たっては、その基盤設備である観測網の整備を行う防災科学技術研究所や海洋研究開発機構との密接な連携・調整が必要であり、また、テムを運用する気象庁との密接な連携・調整を行っていて、原発したシステムを実用化していくためには、ステムを運用する気象庁との密接な連携・調整を行っていて、開発したシステムを実用化していくためには、ステムを運用する気象庁との密接な連携・調整を行っていてと、関係機関に対する調整機能を持たせる必要がある。	各機関の役割について、防災科学技術研究所は、日本海溝海底地震津波観測網の整備を進めるとともに、当該海底地震津波観測網の観測データを活用した津波の予測技術の高度化に係る研究開発を進める。海洋研究開発機構は、南海トラフでの海底地震津波観測網(DONET)の整備を進めており、津波警報の高度化についてはDONETデータを気象庁に配信済みであり、かつ気象庁の津波警報高度化の研究会に参加し連携している。また地方自治体等における観測データの利活用について、すでに調整等を行っていることから、それらに関する知見を提供する。気象庁は、緊急地震速報や津波警報等の警報業務とその高度化を行っていることから、日本海溝海底地震津波観測網の観測データの、警報業務への活用を検討する。このように、関係機関の役割分担は明確である。また、防災科学技術研究所は、「日本海溝海底地震津波観測網の整備に関する運営委員会」を通じ、気象庁や地方自治体等関係機関と調整を行いながら、津波の予測技術の高度化に係る研究開発を進めている。	か。また、各機関の連携・調整は図られているか。 〇本プロジェクトの主体となる防災科学技術研究所と、南海トラフでの観測網整備等を担う海洋研究開発機構による有機的な連携の効果が発揮できるような体制となっているか。 〇運営委員会が関係機関に対する調整機能を発揮してい
5		事業運営委員会は合議体組織であることから、責任体制が必ずしも明確ではない。このため、 <u>最終的な責任を</u> 誰が負うのかということについて、予め、明確に示しておくことも必要である。	津波の予測技術の高度化に係る研究開発の実施にあたって、「日本海 溝海底地震津波観測網の整備に関する運営委員会」の設置者である <u>防災</u> 科学技術研究所が責任を負う。	
6		システムの研究開発の実施体制については、研究開発の実施主体である中核研究機関や研究チームに対し、気象庁が既存システム等の知見・技術協力を行い、防災科学技術研究所及び海洋研究開発機構が観測データの提供等を行うとしているが、それぞれの機関が具体的にどのように関与していくのか、また責任範囲はどこまでかといった点は明確ではない。このため、システムの研究開発を開始するに当たっては、予め、こうした点を明確に示すとともに、特に、研究開発したシステムの適用先となる気象庁に対しては、システム開発の実効性を高める観点から、システム開発の中核機関と開発チームによって構成される連絡調整会議の構成員として参画を求めるなどの対応も必要である。	タを活用した津波の予測技術の高度化に係る研究開発を進める。海洋研究開発機構は、南海トラフでの海底地震津波観測網の整備が進んでいることから、津波警報の高度化についてはDONETデータを気象庁に配信済みであり、かつ気象庁の津波警報高度化の研究会に参加し連携している。また地方自治体との調整等を実施しており、それらに関する知見を提供する。気象庁は、日本海溝海底地震津波観測網の観測データの、警報業務への活用に向けた検討を進める。このように、それぞれの機関の役割は明確である。	なったといえるか。 〇運営委員会への気象庁の参画によって、連携の体制が